

3. 福祉 (2) 地域活動支援センター

概要

- 設置主体: 自治体及び社会福祉法人等
- 法的根拠: 障害者自立支援法
- 財源: 一般財源+補助金
- 精神障害者に関する業務:
 - ・基本的には3障害の相談に対応することとなっているが、事業所の特性により精神障害者の相談に力を入れている所がある。
- 設置数: 2,267ヶ所(平成20年10月現在)
- 人員配置: 施設長1、指導員2以上(施設長は指導員との兼務可)

相談や訪問支援の仕組み

- ◆精神障害者地域生活支援センターは地域活動支援センター(I型)に移行している例が多い。
(注) I型は、相談支援事業を併せて実施(又は受託)することが要件
 - ◆I型では精神保健福祉士等が職員として配置され、専門的な相談支援、来所できない者や家族への支援として訪問による相談対応を実施
 - ・障害福祉サービスの利用に関する情報提供、助言などの相談支援
 - ◆創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等の便宜を供与
 - ◆地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業実施が可能
- ※相談に関する利用者負担は無料

48

障害福祉関係事業所等の従事者数

単位(人)

| | 総数 | | 施設長 | | サービス管理責任者 | | 生活指導・支援員等 | | 職業・作業指導員 | | 精神保健福祉士 | | 保健師・助産師・看護師 | | その他 | |
|----------------|-------|-------|-------|-----|-----------|-----|-----------|-----|----------|-----|---------|-----|-------------|-----|-------|-----|
| | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 |
| 地域活動支援センター | 7,022 | 1,865 | 1,314 | 79 | 226 | 5 | 2,160 | 624 | 1,447 | 415 | 747 | 72 | 128 | 74 | 1,000 | 596 |
| 福祉ホーム | 265 | 62 | 90 | 4 | 11 | 1 | 64 | 13 | 10 | 0 | 9 | 1 | 0 | 0 | 81 | 43 |
| 精神障害者福祉ホーム(B型) | 491 | 31 | 101 | 0 | 4 | 0 | 208 | 13 | 7 | 0 | 125 | 0 | 15 | 1 | 31 | 17 |
| 精神障害者生活訓練施設 | 1,542 | 77 | 224 | 0 | 11 | 0 | 663 | 18 | 19 | 0 | 385 | 2 | 46 | 2 | 194 | 55 |
| 精神障害者授産施設(通所) | 1,092 | 120 | 173 | 0 | 10 | 0 | 105 | 7 | 417 | 50 | 213 | 2 | 4 | 4 | 170 | 57 |
| 精神障害者授産施設(入所) | 153 | 8 | 20 | 0 | 0 | 0 | 19 | 1 | 67 | 1 | 24 | 0 | 0 | 0 | 23 | 6 |
| 精神障害者小規模通所授産施設 | 579 | 165 | 166 | 6 | 10 | 1 | 96 | 34 | 168 | 88 | 115 | 7 | 2 | 1 | 22 | 28 |
| 精神障害者福祉工場 | 71 | 9 | 10 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 23 | 3 | 0 | 2 | 9 | 0 | 23 | 4 |

※平成20年10月1日現在、社会福祉施設等調査報告(従事者数は常勤換算数)

| | |
|---------|---------|
| 相談支援事業所 | 相談支援専門員 |
| | 4,908 |

※平成21年4月現在、障害福祉課調べ(指定相談支援事業所数:2,913か所)

49

**障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要**

① 趣旨

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策の見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

- 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勧案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- 放課後型のデイサービス等の充実

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
(3)放課後等デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、
(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(①、③、(1)、(6)は公布の日。④、⑤、(3)は平成24年4月1日。)

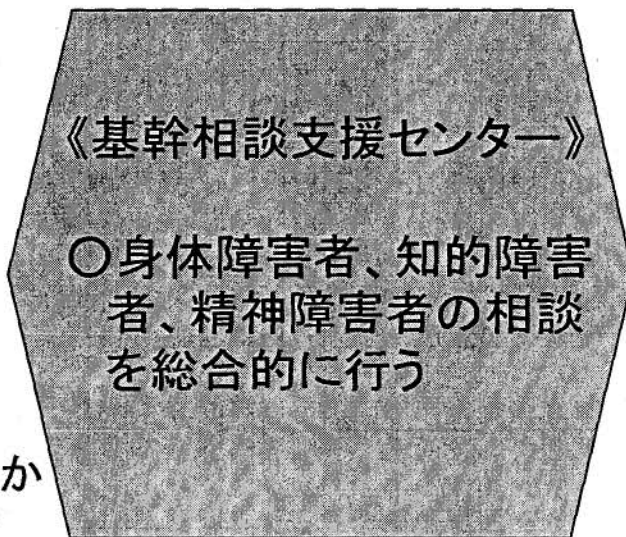
障害者自立支援法改正案資料

基幹相談支援センター

設置できる者

- 市町村
- 市町村が委託する者
(社会福祉法人、NPO等)

※設置するかどうかは市町村の任意

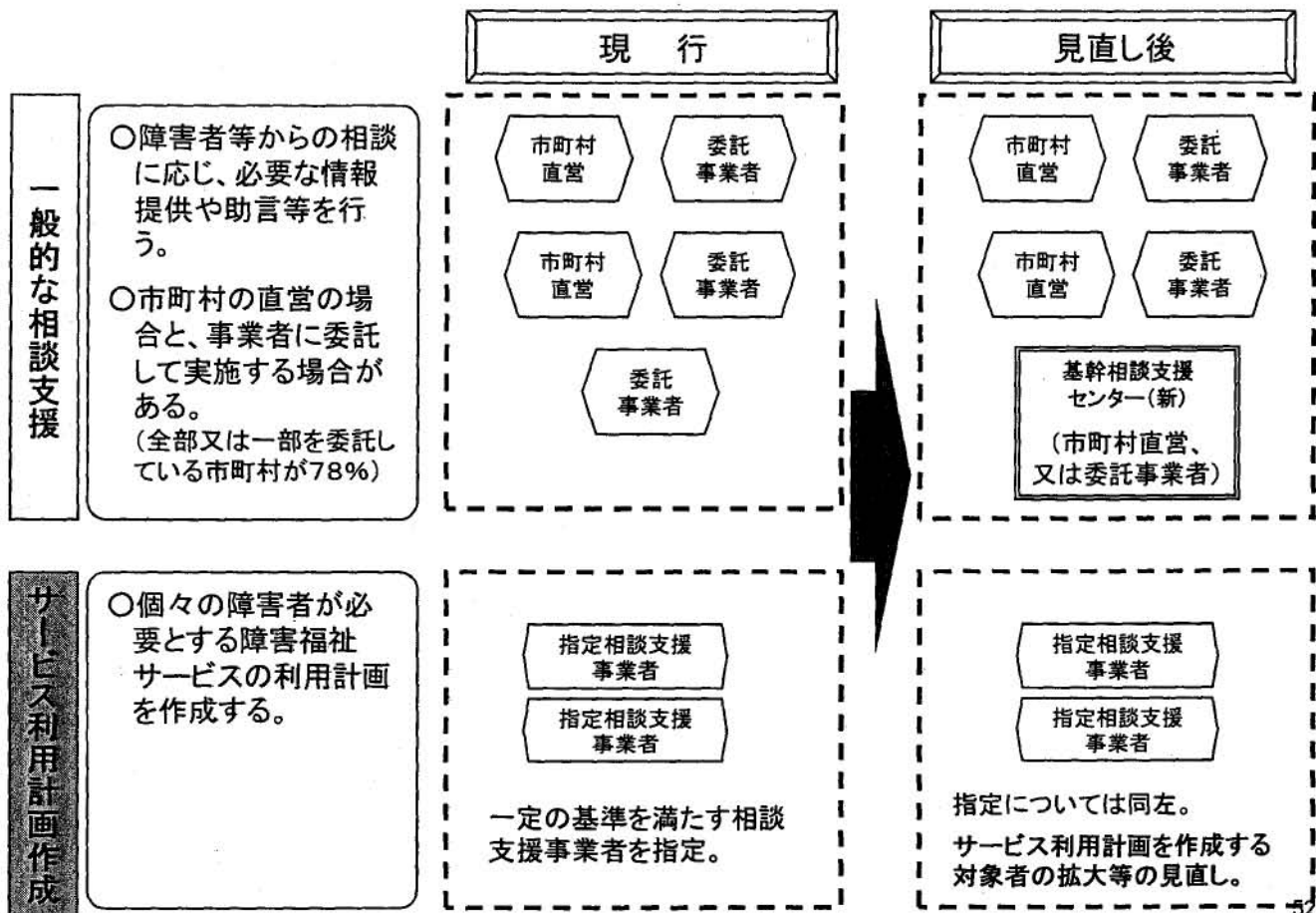


地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

相談支援の見直しについて



自立支援協議会について

- 障害者の生活を支援してためには、障害福祉サービス事業者や、教育や就労を含め、関係者が地域の支援体制の整備について連絡、協議を行うことが重要。
- 地域の障害者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の整備を図ることが必要。
(地域づくりの核)
 - 各地域の障害福祉計画に反映させる。
 - ※ 自立支援協議会に、施設入所の判定をさせる等の権限を持たせることを意図したものではない。
 - ※ 地方障害者施策推進協議会等との連携など、市町村の実情に応じた設置・運営方法を可能とする。

(参考)

- ・ 19年12月の与党PT報告「地域自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化」を受け、社会保障審議会でも「法律上の位置付けを明確にすべき」とされている。
- ・ 自治体からも法定化すべきとの意見が寄せられている。